

**医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業受付等
業務委託企画提案競技実施要領**

1 事業の目的

医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業（以下「物価高騰対策緊急支援事業」という。）の受付等に係る業務を適切に処理し、業務を効率化することで、支給に要する期間の短縮化を図ることを目的とする。

※ 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、エネルギー価格等の高騰の影響を受ける医療機関や社会福祉施設等に対して、支援金を支給することで、事業者の負担の軽減を図るもの。

2 業務の名称

医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業受付等業務

3 業務の内容

別紙仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

5 委託料の上限額

50,154,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上記金額は、企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

6 委託料の支払い

概算払い（12月、2月の2回）

7 企画提案競技参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- （2）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- （3）法令違反等による処分が継続していない者。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- （5）役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支社、支店若しくは営業所を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴

力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。

(6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

(7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(8) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。

8 実施スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 公告（県庁ホームページ） | 令和4年11月 2日（水） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和4年11月10日（木）午後5時まで |
| (3) 企画提案競技参加申込受付期限 | 令和4年11月11日（金）午後5時まで |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和4年11月17日（木）午後5時まで |
| (5) 審査結果通知 | 令和4年11月21日（月）※通知発送 |

9 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

ア 提出場所

本要領15の場所

イ 提出期限

令和4年11月11日（金）午後5時まで（必着）

（郵送の場合も必着とする。）

ウ 提出方法

持参、郵送または電子メールによる。

エ 提出書類

- ① 企画提案競技参加申込書（様式第1号）
- ② 代理人を選定した場合は、委任状（様式第2号）

オ その他

- ① 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。
- ② 郵送又は電子メールにより参加申込書を受け付けた場合には、宮崎県障がい福祉課から電話で確認の連絡を行うので、申込み日翌日（土曜日及び日曜日を除く。）までに連絡が無い場合には、問い合わせること。
なお、提出期限である11月11日に持参以外の方法で参加申込書を提出した者は、当日の午後5時までに本要領15の問合せ先に電話で提出状況の確認を行うこと。
- ③ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を持参又は郵送により提出すること。また、企画提案書が提出期限（11月17日）までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。
- ④ 電子メールで送付するデータの形式は、PDFとする。

(2) 質問及び回答

ア 質問の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第4号）を提出すること。

- ① 提出方法は、本要領15の問合せ先へFAX又は電子メールにて行うこと。
- ② 件名は、「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業受付等業務に係る質問」とする。

イ 受付期限

令和4年11月10日（木）午後5時まで（必着）

ウ 回答

原則として、質問者に対し、質問受付日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に行うものとする。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

下記①から⑨を1セットとし、正本1部、副本6部を郵送又は持参すること。

- ① 企画提案競技申請書（様式第5号）
- ② 団体概要（様式第6号）
- ③ 企画提案書（様式任意）
以下の内容は必ず記載すること。
 - ・業務実施計画
 - ・業務従事者への研修・サポート体制
 - ・運営設備・データ等のセキュリティ対策
- ④ 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業受付等業務に係る見積書（様式任意）
(ア) 見積金額の表示は、内訳がわかるようにし、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。
(イ) 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ⑤ 過去3年以内の国又は地方公共団体との契約実績（契約相手、事業名、契約金額がわかるように記載すること）
- ⑥ 誓約書（様式第7号）
- ⑦ 県税に未納がないことの証明書
- ⑧ 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第8号）
- ⑨ 決算書（直近三期分）

イ 提出期限

令和4年11月17日（木）午後5時まで（必着）

ウ 提出場所

本要領15の場所

10 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき

- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (7) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

11 委託業者の選定方法

別添の「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業受付等業務企画提案競技審査基準表」に基づき、提出された企画提案書等を評価し、選定するものとする。

12 選定結果の通知

選定結果は、企画提案競技参加者全員に対し、書面により通知する。

13 契約

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を受託候補者として、本委託業務の契約の手続きを行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

14 その他

- (1) 本業務に関する説明会は開催しない。
- (2) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。
 なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 契約結果（契約案件名、契約相手方、得点、参加者数）については、契約締結後に県庁ホームページで公表する。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

15 事務を担当する部局（問合せ先）

宮崎県福祉保健部障がい福祉課（担当 竹村、前田）

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

電 話 0985-26-7068

F A X 0985-26-7340

メール takemura-keita@pref.miyazaki.lg.jp